

「令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金推進（総合支援）事業」
野生動物用センサーカメラ 仕様書

1 総則

この仕様書は、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が実施主体とする
野生動物用センサーカメラ購入の入札に適用する。

2 事業名 「令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金推進（総合支
援）事業」野生動物用センサーカメラ納入業務

3 品名

(1) センサーカメラ（トレイルカメラ）

付属品：単3形アルカリ電池※必要本数／台

SD等記録媒体（16GB）クラス10以上

(2) カメラ固定ストラップ

(3) USBケーブル

4 数量 17台

5 仕様

- (1) 動物の撮り逃しを軽減するため、広角レンズを搭載（画角80° 以上）していること
- (2) 屋外で使用するため、防塵防水規格IP66以上に適合していること
- (3) 夜間の撮影を鮮明にするためLEDフラッシュで発光できること
- (4) トリガースピード0.40秒以内であること
- (5) 日本語メニュー対応であること

6 規格及び性能

(1) 分類	機能・性能
概要	■ 広角レンズ（F.0.V（画角80° 以上） ■ 日本語メニュー ■ 最大画素数2,400万画素程度 ■ トリガースピード：0.40秒以内

	■ センサー感度調整機能有
記録種別	静止画、動画、静止画＋動画 日中はカラー画像、夜間は赤外線 LED フラッシュ によるモノクロ画像で撮影可能なもの
液晶ディスプレイ	液晶カラーディスプレイ 2.0 インチ以上

7 納入条件

(1) 納入期日

令和 7 年 10 月 31 日（金）

(2) 納品場所

発注者が指定した場所とする。

(3) センサーカメラ本体に「浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 令和 7 年度鳥獣被害防止総合対策交付金推進（総合支援）事業」と明記したシールを貼り付けるものとする。

8 検査等

(1) 納入検査

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

(2) 受領

納入検査の実施後、浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会が合格と認めた場合に受領するものとする。

9 品質保証

製造保証期間は、品質及び機能を保証し、故意または重大な過失による損傷を除き、1 年間の製品の保証を行うこと。ただし、保証期間以降であっても、製造上の問題等による欠陥が発生した場合は、契約業者において無償で交換又は修理すること。

10 その他

(1) 納入に係る経費

製品の代金（単 3 形アルカリ電池※必要本数／台・SD カード

(16GB) クラス 10 以上含む) 配送料等の諸経費については、製品の単価に含めるものとする。

(2) 製品の取扱説明

取扱操作及び設置方法について、納品検査時に説明を行うこと。

(3) 納入する資材

発注者が指示するとおり 梱包、仕分けし納入すること。

(4) 同等品で入札する場合

入札の 5 日前までに、カタログ等の資料を提出し、発注者の承認を受けること。承認を受けていない資材による応札は認めない。

11 協議

本仕様書に定めがない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

12 問い合わせ先

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会 事務局

(浜田市産業経済部農林振興課林業畜産係内)

担当：佐々木隆行・大賀浩文

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

☎：0855-25-9510 (直通)

FAX：0855-23-4040

E-mail：ooga-hirofumi@city.hamada.lg.jp